

品川・生活者ネットワーク

品川・生活者ネットワーク区議会議員

吉田ゆみこ

品川・生活者ネットワーク幹事長 ● 総務委員会
● オリンピック・パラリンピック推進特別委員会
● 廃棄物減量等推進審議会 ● 議会改革検討会
http://yoshidayumiko.seikatsusha.me



NEWS no.107

● 発行/品川・生活者ネットワーク ● 発行責任者/吉田ゆみこ
● 〒140-8715 品川区広町2-1-36 ● TEL03-5742-6862
● FAX03-5751-7106 ● 発行日 2018年5月1日
● E-mail shinagawa@seikatsusha.net



品川・生活者ネットワーク区議会議員

田中さやか

品川・生活者ネットワーク政調会長
● 区民委員会 ● 消防団運営委員会
http://tanakasayaka.seikatsusha.me

区議会 REPORT

品川区「民泊条例」を策定 地域や社会の理解を得られるか

品川・生活者ネットワーク区議会議員 田中さやか

2018年品川区議会第1回定例会が2月21日から3月27日までの会期で開催され、会期中に設置された予算特別委員会では、子どもの最善の利益に則った保育の質の向上、情報公開の適切なあり方、高齢者・障がい者福祉などを着眼点に区の予算編成をチェック(裏面に関連記事)。予算特別委員会最終日の3月19日には総括質疑があり、品川・生活者ネットワークを代表して、田中さやかが質問に臨みました。



本会議を傍聴する子ども連れママたち。10分も経たないうちに騒ぎだした子どもたち。宿題のない春休み、知っている子同士ならなおさら遊びたい!「しょうがないよね」と親子ルームへ移動。母親たちはインターネット中継で区議の討論を視聴。皆さんも子連れ傍聴しませんか。3月27日

住宅宿泊事業法(以下:民泊法)は、近年増加している外国人観光客の宿泊施設の不足や人口減による空き家問題の解消、インターネットを使った新しいビジネスモデルを活用した地域の発展や経済振興につながる事業であると期待され、2017年6月に公布されました。

区の条例では、年180日という法律の上限まで民泊ができる地域は、主に駅周辺の「商業地域」と「近隣商業地域」に限定されましたが、土日のみの営業は住居専用地域でも許可されるとい

民泊条例施行 地域の状況次第では 柔軟かつ適正な改正を!

国の法律は最低限の規制に留まるため、東京都への届け出が始まる前に一定の規制をかけるべく「品川区民泊条例」※が急ぎよ議会上程されました。

民泊法に先駆け「特区民泊」を活用した地域では、旅行者が大声で騒ぐ騒音問題やごみ問題などが発生し、住民の生活環境が乱される事態がおきています。区民委員会が昨年10月視察した大阪市では、治安面への不安

軽減を図るために、滞在者名簿の義務付けや近隣への住民説明会、苦情処理の連絡体制を確保することを条例に決めました。が、調査対象施設の3分の2に上る営業者の所在が分からず、行政指導の難しさと住民の負担感が浮き彫りとなりました。

事業者の届け出は3月15日から開始しており、住民の生活を守りつつ適切に民泊事業が運営されるのか、不安を抱かざるを得ません。民泊事業は新たなビジネスモデルであり、そのため半年後の見直しを条例に付帯・明記した自治体もあります。品川区も、事業の状況に応じて、柔軟に必要な改正を行うことが必要であると、生活者ネットワークは提起しました。

生活者ネットは、請願陳情に賛成する立場で本会議で討論を行い「命に代わるインフラ整備というメリット」が存在するとは到底容認できないと主張しました。品川区は地方公共団体として、地方自治の本旨に則り、国策として理解するというような他人の態度ではなく、市民の命や日常生活の安心・安全をこそ守るために、「都心超低空飛行ルート案」に対しては明確に撤回を表明すべきです。

区民の生活を脅かす
超低空飛行ルートは
絶対反対!

予算特別委員会でも異議の多かった区条例ですが、国の緩い法律よりは住民生活への影響は軽減されると判断し、生活者ネットは区条例に賛成しました。しかし区は、条例に即したガイドラインを議会へ示すこともなく、また法律の実態が明確ではないと半年も放置し、その間地域住民の声も事業者の声も聴取せず、準備不足は否めません。

厚生委員会審議でも異議の多かった区条例ですが、国の緩い法律よりは住民生活への影響は軽減されると判断し、生活者ネットは区条例に賛成しました。しかし区は、条例に即したガイドラインを議会へ示すこともなく、また法律の実態が明確ではないと半年も放置し、その間地域住民の声も事業者の声も聴取せず、準備不足は否めません。



ソメイヨシノ(基準木)で放射能等の影響を調査。2011年福島原発事故以降、サクラ調査を継続している。ガク異常、花弁の奇形など今年も確認された。浜川公園。3月28日



田中さやかの討論後に、羽田低空飛行ルート撤回を求める請願が採決された。ネット・共産・無所属品川・無所属と、賛成少数ではあるが12名が起立。区議会として区民の命を守る判断に立つことを求めた。3月27日



品川総がかり行動実行委員会と戦争させない1000人委員会東京南部が共催する市民アピール行動で、我が子の「せんそうはんたいいひわがだいすき」のメッセージを掲げ、マイクを持つ田中さやか区議。大井町イトーヨーカドー前。2018.3.10

変わる！国民保険制度

品川・生活者ネットワーク区議会議員 吉田ゆみこ

今年度、国民健康保険(以下国保)が大きく変わります。これに伴い品川区国保条例が改定となりました。これまで基礎自治体(品川区)が保険者でしたが、都道府県単位となります。改定の理由は高齢化と医療費の高騰により、基礎自治体によっては財政的に保険の維持が難しくなっていることが挙げられています。国民皆保険制度を維持するために保険者を広域化するの

国民健康保険は皆保険制度のセーフティネット

が強く懸念されます。

国保は他の公的医療保険に

入れない全ての人が加入できる皆保険のセーフティネットです。国保が整備された1960年代当初は農林水産業者や自営業者などが加入者の約7割でした

が、今や無職の人が4割以上、被用者で3割以上、その多くがパートや派遣などの非正規雇用です。つまり所得の低い層が国保の加入者です。加入者の8割弱の世帯が所得200万円以下です。

日本では、低所得層を対象とした医療保障制度は生活保護の

医療扶助しかなく、国保は生活保護手前の「最後の砦」でもあり、そこに高い保険料負担を課せざるを得ない状況が見え、真の皆保険制度構築のために年々高くなる国保料の主要因は国が負担を減らしていることにあります。1984年の国保法改正により国庫負担が削減、それ以降事務費の国庫負担廃止などが続き、国保の総収入に占める国の負担割合は1980年代には半分でしたが、今では4分の1以下です。国庫負担を減らした分を国保加入者と自治体に転嫁されてきたのです。

1958年の国保法全面改正で、第一条に社会保障のしくみと明記されました。国民健康保険を真の皆保険制度のセーフティネットとするために、改めて社会保障制度と認識すべきです。その上で保険料を滞納せざるを得ない状況を回避するために、国保加入者の実情、国庫負担の減額により加入者と自治体に負担と責任が転嫁されているしくみなど、構造的な問題への着手が必要であり、急務です。



議会報告駅頭集会で国保制度の変更や保育の質の確保について、区の現状を報告。大井町駅前。4月3日

吉田ゆみこ条例賛否

第1回定例会(2月21日~3月27日)では、区長提案の条例議案29件、契約議案1件、事件議案3件を審議。予算特別委員会が設置され、2017年度の最終補正予算と2018年度の予算を審議した。

最終的にはすべての議案が原案通り可決されたが、品川・生活者ネットワークは以下4件に反対した。

- 「品川区職員定数条例の一部を改正する条例」(反対理由) 保育園・小学校の用務職員を減らす内容が改正案には含まれており、保育の質の向上のために保育士が保育の仕事に専念できる体制づくりが必要という品川ネットの主張に反するものである。他にも人にきめ細やかな対応が求められる部署に十分な人の配置が見られず、反対した。
- 「品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」(反対理由) 本改定案は東京都の都市計画決定を受けての品川区の条例改定だが、その中の大崎駅西口に相応しいまちづくりはどうあるべきか?という区の視点が明らかに欠落している。
- 「品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例」(反対理由) 本改定の方向性は、国民健康保険事業会計への一般財源からの繰り入れを段階的に解消するなど保険料の値上げにつながり、結果として皆保険制度の維持をうたいながら無保険者を生み出すしくみになることが強く懸念される。

●「国民健康保険事業会計」(反対理由) 予算特別委員会に示された2018年度本事業会計は、上記の「品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例」による改正を前提としているため、反対した。

●編後記/東京都「迷惑防止条例」改正案が第1回定例会に上程され、真摯な審査過程も経ずに成立した。今回の改正で問題なのは、「つきまとい行為等」「みだりにうろつくこと」「監視していると告げること」などを追加したこと。監視行為は「政治・組合活動、報道などは対象にならない」と抗弁するが、運用者の裁量によって拡大解釈され、警察の介入を容易にすることが危惧される。そもそも、なぜいま規制行為を追加する必要があるのか!?生活者ネットは、市民の自由な活動を制限しかねない条例改正には断固反対した。(八木)

百害あって一リニアなし!

JR東海の不十分な環境影響評価のまま2014年国土交通省が工事認可を出した「リニア中央新幹線」計画。不条理極まる工事が、沿線の1都6県で少しずつ進行している。長野県大鹿村では発破による土砂崩れが地元住民の生活道路を奪った。岐阜県瑞浪市ではトンネル斜坑掘削地から基準の3倍を超えるヒ素が検出された。山梨県笛吹市では実験線の敷設で沢の水枯れが起きている。工事認可を不服とする沿線住民の738人が原告となり「ストップ!リニア訴訟」が現在進行中で、さる3月23日には品川一名古屋間の原告の最後の意見陳述があった。残る3回の口頭弁論では、被告の国が原告の主張に対する反論を行う。大手ゼネコン談合事件の報道以前は、リニア中央新幹線への認知度は高くはなかったが、案の

定、計画は不正行為の温床であったことから衆目を集めるようになった。東京都は大成建設と鹿島の幹部逮捕を受けて2つのゼネコンを2カ月から最長で1年半の受注指名停止処分を行った。他方JR東海は、大手ゼネコンが受注した工事はそのまま引き続き4社に任せるとして、工事を強引に進める姿勢を崩さない。都内ルートは地上に住む住民への保障など必要ない地下40メートルを掘り進むトンネル工事。「大深度地下トンネルについてまだ関心が薄い」と原告弁護団は警告する。品川区では大深度法によるトンネル工事の説明会が5月10日大井町きゅりあん8階で開催される。ぜひ関心を持って参加いただきたい。(原告団メンバー 井上八重子)



4月1日、大田区民ホールアブリコを会場にリニア・市民ネット東京/ナマケモノ倶楽部が共催する市民集会「百害あって一(いち)リニアなし」が開催された。アーサー・ビナードさんはゲストトークで「リニア計画は早晚破綻する。トンネルとは名ばかり、掘り進めようとしているのは「穴」、穴に捨てるものはごみと相場は決まっている。埋め戻すものは何だろう。日本列島が世界の核のごみ捨て場になる日がやってこないとも限らない」と警告する。

ストップ!
リニア訴訟
進行中

- 2018年5月10日(木) / 大井町きゅりあん8階大ホール 18:30~20:00 / 品川区東大井5-18-1
 - 2018年5月11日(金) / 大田区民プラザ大ホール 19:00~20:30 / 大田区下丸子3-1-3
 - 2018年5月17日(木) / 世田谷区立奥沢小学校体育館 18:00~19:30 / 世田谷区奥沢3-1-1
- 問合せ JR東海中央新幹線東京工事事務所 TEL03-6847-3701

動物の生態系を歪め
自然破壊や水脈を分断する
リニア中央新幹線